

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年10月1日まで

年金事務所に照会したところ、A事業所でB職として勤務していた申立期間の標準報酬月額が前後の期間と比べて大幅に下がっていることが分かった。申立期間に長期間休んだことはなく、同じ勤務時間であったと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額は、昭和54年7月の取得時決定において13万4,000円、55年10月に3万円（昭和55年10月の標準報酬等級区分の改定に伴い下限額である4万5,000円に訂正）、56年10月に20万円と記録されており、申立期間の標準報酬月額が前後の期間と比べて大幅に低くなっていることが確認できる。

しかし、申立期間当時、A事業所のC職であった者は、「申立人の勤務時間に変更は無かった。」と証言しており、申立人と同じB職として勤務していた同僚は、「申立期間当時、申立人が長期間欠勤した記憶は無い。」と証言していることから、申立人の申立期間に勤務時間の変更があったことはうかがえない。

また、A事業所は、「当時の資料が保管されていないため、申立人の報酬額及び保険料控除額については不明であるが、通常は勤務時間の変更が無ければ標準報酬月額が大幅に下がることはないと思う。」と回答しており、上述のC職であった者は、「B職の給与が13万4,000円から3万円に下がることは考えられない。」と証言している。

さらに、オンライン記録から、申立人が同じB職だったと記憶する同僚のうち、昭和 55 年 10 月に定時決定又は随時改定が行われている 4 人は、いずれも増額又は 5 等級以内の減額となっており、最低等級の標準報酬月額（4 万 5,000 円）に引き下げられている者は申立人のみであることが確認できる。

加えて、昭和 55 年度の地域別最低賃金額の最低額は日額 2,541 円であり、申立人の職種、勤務時間を考慮すると、申立期間の標準報酬月額（4 万 5,000 円）は、当時の最低賃金額を下回ることがうかがえるため、日本年金機構に最低賃金額を下回るような低報酬の届出の取扱いについて照会したところ、「当時の取扱いについては不明であるが、現在は、事業所に確認を取るようになっている。当時の資料が確認できないため、申立人の申立期間における標準報酬月額について、合理的な説明はできない。」と回答している。

上記のことから、事業主が申立人の昭和 55 年 10 月の定時決定又は随時改定において、標準報酬月額 3 万円に相当する報酬月額を届け出たとは考え難く、申立期間前の 54 年 7 月の標準報酬月額（13 万 4,000 円）から判断して、申立期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 13 万 4,000 円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を昭和54年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月から同年5月までは16万円、同年6月は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月1日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書及びA事業所の元事業主の回答から、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、昭和54年3月から同年5月までは16万円、同年6月は17万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A事業所は、昭和54年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できるが、商業登記簿謄本によると、当該事業所は52年4月28日に法人として設立登記されている上、元事業主の証言から、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが推認でき、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて

ては、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成3年9月から4年9月までは50万円、同年10月及び同年11月は53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から4年12月21日まで

申立期間について、A事業所における厚生年金保険の標準報酬月額が、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年9月から4年9月までは50万円、同年10月及び同年11月は53万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年5月31日）の後の5年8月11日付けで、9万8,000円に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、当該事業所の元監査役（事業主の妻）は、「全ての決定事項を事業主は、一人で判断していた。事業主が、事業主印を管理し、申立人を含め、他の者に預けることはなかった。」と証言している。

さらに、製造部門の責任者であったとする元取締役は、「申立人は設計部門の責任者であり、社会保険事務には関与していなかった。事業主は、ワンマンで、息子である申立人にも相談することはなかった。」と証言している上、申立期間において、雇用保険の被保険者記録が確認できることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処

理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年9月から4年9月までは50万円、同年10月及び同年11月は53万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支所における資格喪失日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年9月30日から同年10月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答があった。

申立期間は、A事業所B支所から同事業所C支所に異動した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した経歴台帳及び辞令並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和51年10月1日にA事業所B支所から同事業所C支所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支所における昭和51年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料について納

入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間に係る資格喪失日（昭和48年7月1日）及び資格取得日（昭和50年8月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和48年7月から49年9月までは5万2,000円、同年10月から50年7月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月1日から50年8月2日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会を行ったところ、申立期間に係る加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、申立期間においてもA事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A事業所において昭和47年11月19日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年7月1日に資格を喪失後、50年8月2日に同事業所において、再度資格を取得しており、48年7月から50年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が提出した給料明細書及びA事業所における雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書、申立人の昭和48年6月の社会保険事務所の記録及び申立人の同僚のオンライン記録から、同年7月から49年9月までは5万2,000円、同年10月から50年7月までは5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A事業所における申立人に係るB健康保険組合及び社会保険事務所の記録における資格の喪失日及び取得日が一致しており、B健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日及び取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が資格喪失日を昭和48年7月1日、資格取得日を50年8月2日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る48年7月から50年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月30日から同年5月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。  
同一企業内での異動であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和50年5月1日にA事業所から同事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年3月のオンライン記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は「納付したかは不明である。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和50年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から32年1月5日まで  
② 昭和33年1月1日から同年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、大学を卒業後にA事業所へ入社し、その後継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、別の元同僚は、「当時、会社には見習期間があったと思う。自分の厚生年金保険の資格取得日も入社日と異なっている。」と述べていることから、当時、A事業所では必ずしも入社と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和33年1月1日に被保険者資格を喪失した後、同年10月1日に再度、被保険者資格を取得していることが確認できる上、備考欄には、健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されたことを意味する「証返納」の印が押されていることが確認できる。

また、申立人は、「自分は事業主の娘と結婚し、1年ほど（申立人が記憶する家庭の状況から、昭和33年頃のことと考えられる。）B県にあるA事業所の出

張所で働いていたことがあった。従業員は自分一人で、最初は出張所ということだったが、そのうちに個人商売のようになった。」と述べており、i) 元事業主の親族及び複数の元同僚は、「事業主は、息子たちを独立させ商売を行わせていた。」と証言していること、ii) 複数の元同僚は、「申立人はB県で独立して商売をしていたことがあった。」と証言していること、iii) 昭和 33 年 1 月 6 日に A 事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚は、「自分の入社時には申立人は勤務しておらず、半年後ぐらいに入ってきた。それまでは東の方にはたと聞いたことがある。」と証言していることから、元事業主は、娘婿である申立人を申立期間②の期間において個人事業主として取り扱っていた可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 2237 (事案 576 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 7 日から 11 年 7 月 20 日まで

申立期間について、標準報酬月額の相違について申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、申立期間当時の預金通帳の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。申立人が提出したA事業所の給与明細書から書き写したとしているメモによれば、申立人は社会保険庁(当時)が記録する標準報酬月額を超える総支給額を得ていたことが確認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額は2万7,760円と記載されており、この額は社会保険庁が記録する申立人の標準報酬月額32万円に見合う保険料控除額であることが確認できること、ii) A事業所に係る社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は確認ができず、申立人以外の従業員の標準報酬月額と比較しても特に不自然な点は見当たらないことから、既に平成21年8月28日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、申立期間当時の預金通帳の写しを提出して、再申立てを行っている。

しかし、申立人が提出した預金通帳の写しでは、厚生年金保険料の控除額についての新たな事実が確認できないため、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 1 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。  
しかし、申立期間に、A事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 4 月 10 日までA事業所に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い旨主張している。

しかし、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 30 年 1 月 1 日にA事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、同日が厚生年金保険の資格取得日として記載されていることが確認できる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が自分の在籍期間中に入社したと記憶する同僚の資格取得日は、申立人が資格を喪失した約1年後の昭和 32 年 5 月 20 日となっていることが確認できる上、同日に資格を取得している複数の同僚は、それぞれの記憶する入社時期が前後している旨の証言をしていることから、当該事業所では必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる元事業主とは連絡が取れず、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 2239 (事案 2064 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 15 日から 37 年 7 月 14 日まで  
② 昭和 43 年 11 月から 46 年 7 月まで

前回、昭和 34 年 10 月から 37 年 8 月までの期間を A 事業所、43 年 8 月 21 日から 45 年 8 月までの期間を B 事業所の厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、申立期間①は A 事業所の退職者名簿に係る自分の在籍期間に申立期間を変更し、申立期間②は B 事業所が経営していた C 店で厚生年金保険に加入していたので、申立事業所及び申立期間を変更するとともに、新たな資料として、A 事業所に提出した厚生年金保険被保険者証及び C 店に提出した失業保険被保険者証を提出するので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、D 事業所 (A 事業所が名称変更) が提出した退職者名簿から、申立人は、昭和 34 年 10 月 15 日から 37 年 7 月 14 日まで当該事業所に勤務していることは確認できるものの、i) A 事業所は、61 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でない上、当該事業所を管轄していた E 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、34 年 8 月 1 日から 37 年 9 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらないこと、ii) F 共済組合に照会したところ、申立人は、36 年 6 月 1 日から 37 年 7 月 14 日まで共済組合に加入しているとの回答を得たこと、iii) D 事業所は、「書類が無い場合厚生年金保険料の控除については、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できる資料及び証

言を得ることはできないこと。また、申立期間②に係る申立てについては、申立人は、B事業所が経営するC店に勤務していたと述べているが、i) 申立人が主張するB事業所の業種から判断すると、当該事業所は、申立期間当時は任意適用事業所であると考えられ、事業所名簿及びオンライン記録では、申立人が記憶する所在地にB事業所及びC店という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、B事業所の事業主とされる者が経営するG事業所についても検索したが、同名称の適用事業所は見当たらないこと、ii) 申立人が記憶するB事業所の元事業主は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、C店で一緒に勤務していたとする元同僚は、オンライン記録から特定することができないこと、iii) 上述の元事業主とは連絡が取れず、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成23年11月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間及び申立期間②に係る事業所名を変更するとともに、新たな資料として、資格取得年月日が昭和33年6月3日と記載されている厚生年金保険被保険者証及び交付年月日が41年2月18日と記載されている失業保険被保険者証を提出し、A事業所及びC店において、厚生年金保険の被保険者であったとして、再申立てを行っている。

しかし、申立人が提出した厚生年金保険被保険者証及び失業保険被保険者証では、申立人が申立期間①及び②以外の期間に厚生年金保険及び失業保険の被保険者であったこと以外の事実を確認することができず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 2240 (事案 1136 及び 1993 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 20 日から 38 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 3 月 14 日から同年 8 月まで

申立期間①(前回の申立期間は、昭和 37 年 12 月から 38 年 2 月 1 日まで)及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、申立期間①及び②はA事業所にB職として勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚及びA事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる他の同僚は、「A事業所において厚生年金保険に加入する前から当該事業所で勤務している。」と証言している上、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当時は入社後しばらく勤務状況をみた後で厚生年金保険に加入させることがあった。」と回答していることから、当該事業所では、必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえること、ii) 申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人は短い勤務期間であったと記憶している。また、厚生年金保険に加入していない期間の保険料を控除することは無い。」と回答していること、iii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 38 年 2 月 1 日にA事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できること、iv) A事業所に照会したところ、申立期間当時の人事記録等の書類は残されていないと回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料を得ることはできないこと、v) 申立期間当時に

A事業所が加入していたC組合は、申立期間当時の健康保険の加入記録は保存されていないと回答していることから、既に平成22年7月16日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、新たな資料として、A事業所が作成した意見書を提出し、再申立てをしているが、上述の意見書には「当社に書類が無く、加入期間等について証明出来るものではありません。」と記載されていることから、申立人が提出した資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても既に平成23年9月30日付けで、当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、i) A事業所が作成した事業所整理記号の変更経過、ii) 申立人がA事業所で使用していた前掛けの写真、iii) 元同僚が作成した申立人の在職についての証言書を提出し、再度申し立てている。

しかし、i) A事業所は、「事業所記号の変更経過を記入しただけで、申立人の厚生年金保険の加入状況を証明するものではない。」と回答している、ii) A事業所は前掛けの写真について、「写真の前掛けの支給時期、支給対象者についての資料は無く、長期間勤務していた者に配っていたとする事実は確認できない。」と回答している、iii) 上述の証言書を作成した元同僚は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務期間については思い出せない。」と証言している。

申立人が提出した資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。